

相続登記に必要な書類（遺言による場合）

遺言書による相続登記のおもな必要書類です。個々のケースによっては他の書類が必要となることもありますので、くわしくは司法書士までお尋ねください。松戸の高島司法書士事務所では、相続登記の無料相談・お見積もりを承っています。

1. 被相続人（亡くなった方）に関するもの

□戸籍謄本（除籍謄本、改製原戸籍謄本）

被相続人の死亡の旨の記載のある戸籍謄本（または、除籍謄本、改製原戸籍謄本）です。その他の、除籍、改製原戸籍などは通常不要です。

□住民票の除票

被相続人の死亡の旨の記載のあるもの（本籍地を省略しないでください）。なお、住民票が除票になってからの役所での保存期間は5年なので、取れない場合にはお持ちいただかなくて結構です。

2. 相続人（配偶者、子、父母、兄弟姉妹等）に関するもの

□戸籍謄本

遺言により相続分の指定を受けた方（不動産を取得される方）の戸籍謄本。その相続人が、相続開始時において適法な相続人であることを証明するため、被相続人の死亡後に発行されたものが必要です。その他の相続人のものは不要です。

□住民票

本籍地の記載を省略しないでください。戸籍謄本と同じく、全ての相続人についての住民票が必要です。

3. 相続財産（土地・建物）に関するもの

□登記済権利証（登記識別情報通知書）、または登記簿謄本（登記事項証明書）

相続による所有権移転（名義変更）の登記では、権利証（登記識別情報）を法務局へ提出する必要はありません。けれども、相続するする不動産を特定するために、できる限り権利証等をお持ちいただき、記載内容を確認しております。

□固定資産価証明書、または固定資産税の納税通知書

固定資産評価証明書は、不動産所在地の市町村役場（東京 23 区では都税事務所）で取得できます。登記申請と同一年度のものがが必要です（平成 27 年に登記をするならば平成 27 年度）。お取りになる際は、登記申請に使う旨をお伝えください。

なお、固定資産税についての納税通知書（不動産の評価額が記載されているもの）をお持ちくだされば、固定資産評価証明書が無くてもお見積もりは可能です。

4. その他

□遺言書

公正証書遺言の場合には、相続開始後ただちに手続きが可能です。自筆証書遺言については、家庭裁判所での検認を受け、その検認済証明書が付いているものがが必要です。

ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

高島司法書士事務所
千葉県松戸市松戸 1176-2 KAMEI.BLD.306
TEL.047-703-3201 FAX.047-703-3202
司法書士 高島 一寛（千葉司法書士会 登録第845号）
<http://www.shihou-shoshi.com/>